

唐津市立馬渡小中学校いじめ防止対策基本方針

唐津市立馬渡小中学校

令和 7 年 4 月 1 日

1 策定の定義

いじめは人権の侵害であり、児童生徒の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者、地域、警察を含めた関係機関等と連携して取り組むために「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」に沿って基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方「いじめ」の定義

(1) 「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本的な考え方

- いじめの防止は、すべての児童生徒が安全に、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにして、学校・学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、市、県その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校として警察へ相談・通報を行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 職員会議で全児童生徒の情報共有

小中学校の全教員で、職員会議の際に全児童生徒の情報共有の時間を設け、児童生徒の様子や変化について情報を共有し共通理解をすることで問題の早期発見できるよう、体制を整える。

毎月実施する教育相談アンケートや年に2回実施しているいじめ・体罰アンケート結果等をもとに情報の共有を行う。

(2) 「馬渡小中学校いじめ防止対策委員会」の設置と役割

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、小中教頭、小中教務、小中学生指導担当による「馬渡小中学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）」を設置する。

対策委員会の役割はいじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、覚知及び認知、解消及び再発防止に関することを扱う。

事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、「対策委員会」に学校評議委員、育友会会長、その他校長が必要と認める外部委員を含めた「拡大いじめ防止対策委員会（以下「拡大対策委員会」という）」を開催する。

(3) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の「危機管理マニュアル」にそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。また、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童生徒の自主的な取組への支援

児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう委員会活動や生徒会活動などの特別活動を充実させる。

(3) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校だよりや育友会総会、学校評議員会等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめ問題への理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくい判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

学期ごとに教育相談週間を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童生徒・保護者に周知す

る。悩みが増える時期である小学校高学年～中学生には、年に最低1回、全員スクールカウンセラーとの面談を設ける。教職員の相談の場や不登校対策の場としての活用も促進する。

③ 相談窓口の充実

機会を設けて学校以外の様々な相談窓口の周知に努める。関係機関へ相談があった場合は、情報の保持に留意しながら可能な形で機関との連携を図り、対策委員会を経て早期の解決に努める。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の教育相談アンケート調査を活用し、年2回のいじめ・体罰アンケート、月1回の教育相談アンケートを行い、いじめの早期発見に努める。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果を狙う。

6 事案対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童生徒を守り、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、市教育委員会、西部教育事務所北部支部、県教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

覚知後、「対策委員会」を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法や、被害・加害児童生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに、事案の状況に応じ、外部委員を加えた「拡大対策委員会」を開催する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後すみやかに覚知の際と同じく市教委等3カ所に認知報告を行う。なお、認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害児童生徒への指導等を行い、随時、管理職にその内容を報告する。

③ 情報の記録及び共有

各教職員は、「教育現場における安全管理の手引き」及び「危機管理マニュアル」に従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合、または発生が疑われる場合は、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省、令和6年8月）」に沿って直ちに市教育委員会、西部教育事務所北部支所、県教育委員会に報告するとともに、連携して事案に対応する。

(3) 対応のフロー図

